

# 相談日程のご案内

2026年4月1日現在

相談名・内容・申込方法・実施日		お問合せ 相談場所 電話番号	中央区役所 中央区中央4-5-1 きぼーる11階 221-2106	花見川区役所 花見川区瑞穂1-1 275-6213	稲毛区役所 稲毛区穴川4-12-1 284-6106	若葉区役所 若葉区桜木北2-1-1 233-8123	緑区役所 緑区おゆみ野3-15-3 292-8106	美浜区役所 美浜区真砂5-15-1 270-3123
くらし相談 (電話・面談)	日常生活上での心配ごとや 悩みごとの相談	事前申込 不要	月～金曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (金曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (金曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (金曜日は～15時)	月～金曜日 9時～16時 (金曜日は～15時)	月・金曜日 9時～16時
交通事故相談 (電話・面談)	示談の進め方、損害賠償な ど事故に伴う諸問題		毎週火・金曜日 9時～16時 (火曜日は～15時)	毎週金曜日 9時～16時	毎週水曜日 9時～16時	毎週月・木曜日 9時～16時	毎週火・木曜日 9時～16時 (木曜日は～15時)	毎週月・水曜日 9時～16時
法律相談 (面談のみ)	日常生活での法律相談(金 銭貸借・相続・離婚など) (裁判所で訴訟・調停中 のものは不可) 相談時間：30分	事前申込(抽選)制 電話または電子申請にて 相談日の2週間前から 1週間前の17時まで 申込受付(定員6名)	毎週木曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週月曜日 及び 第4水曜日 13時～16時	毎週金曜日 及び 第4火曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4金曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週火曜日 及び 第4木曜日 13時～16時
住宅相談 (面談のみ)	不動産売買・借地・宅地・建 物など不動産に関する諸問 題 相談時間：30分	電話予約(先着8名) 相談日の2週間前 (祝日の場合は翌開庁日) 9時から受付	毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3水曜日 10時～15時	毎月第3火曜日 10時～15時	毎月第3金曜日 10時～15時	毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3木曜日 10時～15時
行政相談 (電話・面談)	行政活動全般に及び相談 (国、県、独立行政法人等 への要望・意見)	事前申込 不要	毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1金曜日 9時～12時	毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1木曜日 9時～12時

## 千葉市役所で実施している相談

相談名	内容	申込方法	実施日	相談場所	お問合せ
特設法律相談 (面談のみ)	日常生活での法律相談(金 銭貸借・相続・離婚など) (裁判所で訴訟・調停中 のものは不可) 相談時間：30分	事前申込(抽選)制 電話または電子申請にて 相談月の初日から相談日の 9日前の17時まで申込 受付(定員12名)	原則 毎月第4土曜日 13時～16時	中央区千葉港1-1 千葉市役所1階	千葉市役所 広報広聴課 245-5609
くらしとすまいの 特設相談 (面談のみ)	相続・遺言、登記、税、不 動産取引、建築・リフォー ム、土地の境界等の相談 相談時間：30分	電話予約 (各相談先着8名) 月初め開庁日 9時から受付	原則 毎月第2水曜日 10時～15時		

- 相談はすべて無料です。
- 対象者は千葉市在住・在勤・在学の方です。
- お住まいの区以外で実施する相談もご利用できます。
- 予約は、相談を希望する相談場所へ直接電話してください。
- 日程の変更やお休みの場合があります。  
事前申込不要の相談(くらし相談・交通事故相談・行政相談)  
をご希望の方は、あらかじめお問い合わせください。
- 12時から13時まではお昼休みとなります。